

公益社団法人競走馬育成協会 競馬関連機材等有効活用事業実施要領

制定 平成25年1月4日

改正 平成29年1月20日

改正 平成31年2月18日

(目的)

第1条 公益社団法人競走馬育成協会（以下「協会」という。）は、会員が必要とする競馬関連機材の安価な取得に資するため、日本中央競馬会（以下「JRA」という。）の競馬場等でその使用を取りやめた競馬関連の機器及び資材（以下「機材」という。）を対象にして、競馬関連機材等有効活用事業（以下「事業」という。）を実施するものとし、本事業の実施に関しては、この要領の定めによるものとする。

(対象機材)

第2条 事業の対象とする機材（以下「対象機材」という。）は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) これまでJRAの競馬場等で利用されていたものであること。
- (2) JRA又はJRA関連団体（以下「機材提供者」という。）から提供されるものであること。
- (3) 現状のまま或いは整備することにより、再利用が可能なものであること。

(情報の収集)

第3条 協会は機材提供者へ対象機材の発生に関する情報の提供を依頼し対象機材の確保に努める。

(取得希望会員の募集)

第4条 協会は機材提供者から対象機材の発生に関する情報の提供があった場合は、その概要を様式第1号に基づき地域団体長へ通知し、対象機材ごとに取得を希望する会員（以下「取得希望会員」という。）を募集する。

(取得希望会員の推薦と応募)

第5条 地域団体長は、所属している会員の中から第4条で通知された対象機材の取得希望会員を様式第2号に基づき協会へ推薦し、対象機材ごとに応募の申し込みを行う。

(取得会員の選定)

第6条 協会は次のとおり対象機材を取得する会員（以下「取得会員」という。）を選定する。

- (1) 地域団体長から推薦と応募の申し込みがあった取得希望会員について、協会監事の立会いのもと、一機材ごとに、抽選機を用いて抽選を実施し、取得会員を選定する。
- (2) 同種機材の前回の抽選に外れた会員には、次回同種機材の抽選時に、一回に限り優先倍率を適用する。その方法は、一回の抽選時に二牧場分の権利を付与することで実施する。

- (3) 前年度の機材取得が完了していない会員や当該年度の会費が納入期限以降でありながら未納の会員あるいはこの要領に違反した等の理由により会長が不適当と認めた会員は、会長が期間を指定して選定の対象から除外する。
- (4) 一回の抽選会で複数の機材に当選した会員は、いずれか一機材を選択し、他に希望者がいない場合を除き、それ以外の機材は補欠順位上位の者を取得会員とする。
- (5) 一回の抽選会で複数の機材に応募した取得希望会員は、その中に無抽選当選があった場合には当該機材の当選を優先とし、他に希望者がいない場合を除き、それ以外の機材は選定の対象から除外する。
- (6) 一会員が取得できる機材は、機材の種類に係わらず当該年度内に一機材までとし、一機材に当選した会員は、他に希望者がいない場合を除き、当該年度中は選定の対象から除外する。
- (7) 既に本事業によって取得した機材と同種のもを希望する会員は、他に希望者がいない場合を除き、前回取得から10年間は選定の対象から除外する。
- (8) 選定の対象から除外する者の他に希望者がいない場合、(7) (6) (5)の事由で除外になった者をその順に事由ごとに抽選し取得会員を選定する。

(選定結果の通知)

第7条 協会は取得会員の選定結果を様式第3号で地域団体長へ通知し、地域団体長は会員へ通知する。

2 協会は取得会員の選定結果を様式第4号で対象機材の機材提供者へ通知する。

(対象機材の取得)

第8条 対象機材の取得が決定した取得会員は、次の方法で取得する。

- (1) 取得会員は予め対象機材の引き取りに際し機材提供者に対して、引き取りに係わる日時、場所、方法並びに業者を介する場合はその業者名等を様式第5号で連絡し、その手順については機材提供者の指示に従う。
- (2) 引き取り完了後は、対象機材が有償若しくは無償の何れの場合においても、機材提供者に受領書及び確約書(機材提供者が別に定める場合はその定める様式を用い、特に定めていない場合は様式第6号を用いる。)に実際に受領した年月日を記載して提出し、引き取りの方法及び結果について協会へ報告する。
- (3) 取得会員は、対象機材の引き取りに係る一切の経費を自弁する。
- (4) 対象機材が有償の場合で取扱業者が介在する場合(例えば車両等の下取り対象機材のディーラー等)にあつては、機材提供者と代金の支払い方法等について協議する。

(取得会員の遵守事項)

第9条 対象機材の引き取りが完了した取得会員は、次の各号を遵守する。

- (1) 対象機材は有償若しくは無償の何れの場合においても、廃棄するまでの間に転売等によって対価を得てはならない。

(2) 対象機材に提供団体名等の表記がある場合は、使用する前に必ず当該提供団体名等を消去しなければならない。

(3) 対象機材は有償若しくは無償の何れの場合においても、特に会長が認めた場合を除き取得後の返還はできない。

(4) 対象機材の廃棄については、取得会員の責任において行う。

(手数料の納付)

第10条 取得会員は、取得機材が無償・有償を問わず、1機材につき3万円の手数料を協会へ納付する。

(その他)

第11条 この要領によるもののほか、定めのない事例や必要な事項については、その都度会長が判断し適正に実施する。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、本協会が公益認定を受け、移行の登記をした日（平成25年1月4日、以下「登記日」という。）から適用する。

(廃止)

2 競馬関連機材等有効活用事業実施要領（平成15年7月17日制定）は、登記日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成29年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月18日から施行する。

空 白